

平成28年11月2日

個人情報保護法ガイドライン（案）に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
編集委員会

先般の個人情報保護法施行令・施行規則（案）の意見募集に対して、当協会編集委員会は（１）「個人識別符号」の拡大解釈をせず、特に「要配慮個人情報」の範囲をさらに限定すべきであること（２）報道機関等への情報提供は適用除外である旨をガイドライン等に明記すべきこと、などを要望した。しかし、その要望が受け入れられず施行令・施行規則が閣議決定されたことはまことに遺憾である。

今回示されたガイドライン（案）では、通則編に個人情報保護法第76条（適用除外）が盛り込まれ、報道機関が報道の用に供する目的であれば、第4章に定める個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定は適用されない旨が記載されている。このことは、我々の要望が受け入れられたものと評価できるものの、「基本的な解釈」を示すことを目的としたガイドラインとしては不十分と言わざるを得ない。

2005年の個人情報保護法施行以降の情報隠し、取材に対する情報提供の拒否の実態からみても、この記載だけでは適用除外の趣旨が理解されるとは到底思えず、情報提供者側が取材に対して個人情報を提供していいかが分からない。また、「要配慮個人情報」の内容にも不明確さが残ったうえ、法の趣旨に沿ってその範囲も限定されていない。

改正法が施行されれば、取材を受ける側や情報提供者側が、これまで以上に抑制的になり、公共的な情報の流通が一層阻害され、国民の知る権利が侵害されることは必至である。

報道機関が、国民の知る権利に奉仕して民主主義社会を守り発展させるため、改めて個人情報保護法の抜本的見直しを求めるとともに、以下の点を要望する。

（１）第1条について

法第1条は、法の目的として、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」としている。

この「個人情報の有用性」に人々の知る権利に奉仕する報道目的での個人情報の扱いも含まれることは、立法の経緯からも明らかである。有用性に報道目的での活用が含まれることを明記してもらいたい。

（２）第43条等について

前述したように、改正個人情報保護法は第76条で、報道機関が報道目的で個人情報を取り扱う場合等について、法の適用が及ばないとの適用除外規定を設けるとともに、法第

43条2項では、個人情報取扱事業者が第76条1項各号に掲げる者に対して個人情報等を提供する行為について、個人情報保護委員会がその権限を行使しないと規定している。このことは適用除外の具体的な内容であるが、公表されたガイドライン（案）ではその点についても全く触れられていない。

第43条についてのガイドライン、さらに第2条の定義の「個人情報」や「要配慮個人情報」、第23条の「第三者提供の制限」の項目にも「報道機関等への情報提供は同法には抵触しない」旨を記載するよう求める。また、ガイドラインの「第三者提供時の確認・記録義務編」においても、報道機関への情報提供には記録・確認義務は課されないことを明記するよう求める。報道機関への情報提供について記録・確認義務があると誤解されることは、取材源秘匿の観点から報道に与える影響が極めて大きいからである。

改正法の施行に当たり、個人情報保護委員会は法の趣旨や内容を一般や個人情報取扱事業者理解させる責務があると考え、ガイドラインへの記載とともに、同委員会が作成し公表するQ&Aにも報道機関等への情報提供は同法に抵触しない旨を分かりやすく記載するよう求める。併せて、総務省など関係省庁、各自治体への周知・広報を徹底し、自治体の個人情報保護条例や認定個人情報保護団体の指針などに記載してもらうよう指導いただきたい。

（3）第2条について

「個人識別符号」および「要配慮個人情報」は、法改正によって新たに規定された概念であり、個人情報、要配慮個人情報の内容を明確にし、要配慮個人情報の範囲をガイドライン（案）の冒頭にもあるように「不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」に限定するよう求めた。

今回示されたガイドライン（案）では、「要配慮個人情報」の範囲および定義が一応示された。しかし、概念が依然として不明確な項目が多く、「不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」との趣旨に沿って内容が限定されたとは、到底言えない。例えば、「人種」「信条」などは具体的な例示を挙げなければガイドラインの意味をなさない。「病歴」「犯罪の経歴」「犯罪により害を被った事実」なども同様であり、ガイドライン（案）は「病歴」では風邪をひいたこと、通院で受診したことも「要配慮個人情報」に含まれる。

これらは不当な差別、偏見につながることは到底考えられない。むしろ「知的障害」「身体障害」などを含めたことは、逆に差別、偏見の固定・助長につながる。このため、「公共の利害に関する限り、提供に問題がない」旨のことわりがなければ、要配慮個人情報の名もと、広く規制の網を掛けることが、報道への重大な障害だけでなく、どのような社会を招くか容易に想像できるであろう。

「要配慮個人情報」は不用意に利用されると偏見や不当な差別が生じる恐れがあり、特にプライバシー保護の必要性があることから設けられた概念である。その趣旨に沿って、範囲を限定し、内容を明確にすることを重ねて強く要望する。

また、ガイドライン案では、「死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当する」と規定している。報道では、死者に関する情報を扱うことは日常茶飯事である。これについても、具体的な例を挙げていただきたい。

(4) 第76条について

法76条は、報道の用に供する目的で、報道機関が個人情報を取り扱う場合は、第4章の規定を適用しないよう定めているが、たとえ、報道機関が個人情報を報道目的で扱った場合でも、一応、個人情報取扱事業者に該当し、個人情報保護委員会の監督権限が及ぶと解釈できる。法43条の趣旨からも明らかである。さらにはガイドライン案の末尾(※6)に、「ただし、法第76条第1項各号に定める者についても、法第83条(個人情報データベース等不正提供罪)は適用される点について留意が必要である」と明記している。

以上の点を踏まえて、報道分野が個人情報取扱事業者に該当する場合とは、どのようなことを想定しているのか。個人情報取扱事業者とは、法第2条5項で、「個人情報データベース等を事業の用に供している者を言う」と定義しているが、報道分野での「個人情報データベース」とは具体的には、何を想定しているのか、明らかにしていただきたい。

以 上